ハ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項

ニ　法第三十八条第三項（法第六十九条において準用する場合を含む。）

ホ　法第三十八条の五第四項

六・七　［略］

4　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第三十六条の六第四項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ～ニ　［略］

二　法第三十六条の六第五項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

（電子署名）

第六十七条　法第三十六条の七第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　［略］

（役員等の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）

第六十八条　法第三十八条の二第五項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ　法第三十八条の二第五項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）の総会の決議を行った場合　当該総会の決議の日

ロ　法第三十八条の二第九項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

ハ　法第三十八条の二第九項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合　当該決議のあった日

二　［略］

2　法第三十八条の二第八項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

ハ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項

ニ　法第三十八条第三項（法第六十九条において準用する場合を含む。）

［新設］

六・七　［略］

4　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第三十六条の六第四項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ～ニ　［略］

二　法第三十六条の六第五項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

（電子署名）

第六十七条　法第三十六条の七第二項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　［略］

（役員等の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）

第六十八条　法第三十八条の二第五項（法第四十条の二第四項及び第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ　法第三十八条の二第五項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）の総会の決議を行った場合　当該総会の決議の日

ロ　法第三十八条の二第九項（法第四十条の二第四項及び第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

ハ　法第三十八条の二第九項（法第四十条の二第四項及び第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合　当該決議のあった日

二　［略］

2　法第三十八条の二第八項（法第四十条の二第四項及び第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］